

Weekly Report

第599日号
令和3年4月26日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

相続登記義務化など民法等の改正が成立

所有者不明土地の発生防止のため、相続登記の義務化などを盛り込んだ民法等の改正が今国会で成立しました(一部を除き、公布から2年以内に施行)。

◆相続人に相続登記の申請義務付けなどを規定

相続した不動産について相続登記がされていないケースが数多く存在し、所有者不明土地が増加していることから、民法等の改正により、不動産の登記名義人が亡くなり、相続等により所有権を取得した相続人に対して、3年以内に所有権の移転登記の申請をすることが義務付けられる他、手続きの負担軽減を図るため、相続人が登記所に申し出ることによって申請義務を履行したとみなす相続人申告登記制度の創設などが行われます。

なお、令和3年度税制改正では、土地の相続登記に係る登録免許税の免税措置(相続により土地を取得した個人が相続登記をしないで亡くなった場合や、少額の土地を相続により取得した場合)の適用期限が令和4年3月末まで延長されています。

◆固定資産税に係る現所有者の申告制度

土地・家屋の固定資産税は原則として、登記上の所有者が納税義務者ですが、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、令和2年度税制改正で、現所有者の申告制度が創設されています(2年4月以後の条例施行日から適用)。

同制度は、登記上の所有者が亡くなり相続登記がされていない場合、相続登記が完了するまでの間において現に所有している方(相続人等)に対して、氏名・住所等の必要な事項を記載した申告書の提出を義務付けるものです。なお、この申告では登記上の所有者は変更されません。

緊急事態宣言等に伴う事業者への支援策

今月25日から緊急事態宣言が4都道府県(東京・京都・大阪・兵庫)に発令され、5月11日まで実施されます(まん延防止等重点措置は宮城・埼玉・千葉・神奈川・愛知・愛媛・沖縄で実施)。

これに伴う支援策として、時短要請等に応じた飲食店等に対する協力金のほか、宣言及び重点措置区域の飲食店と取引がある又は外出自粛の影響を受けて、売上が50%以上減少した全国の中堅・中小事業者に対する給付金(法人は月20万円、個人は月10万円を上限)が実施される予定です。

給付金は、1月の緊急事態宣言の影響を受けた事業者への一時支援金のスキームを活用(同一事業者のIDや事前確認結果など)して行われます。

★★★5月のチェックポイント★★★

- ※ゴールデンウィークの長休業を行う企業は、取引先とお互いの業務日程を確認しておきます。
- ※新型コロナウイルスの変異ウィルスが急拡大し、従来と比べ感染力が高いとされるので、GW休暇中も含め従業員に感染対策の徹底を指示します。
- ※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、賃金台帳に転記して6月からの徴収に備えます。
- ※固定資産税(都市計画税)や4月1日現在所有する自動車税・軽自動車税の納税通知書が届いたら、課税内容と納付期限を確認します。